

～「京丹後市みどりの農産物」ブランドの確立に向けて～ 京丹後産オリジナル有機栽培米の愛称募集

2024年9月20日
京丹後市役所

本市では、国の定める「みどりの食料システム戦略」に基づき、有機農業の推進及び環境に配慮した人・生物・自然にやさしい農業の拡大を推進しており、そうした農法によって京丹後市で生産される環境にやさしく美味しい農作物の独自ブランド化を目指しています。

京丹後市独自の栽培基準である、有機 JAS（原則として化学肥料と農薬に頼らない栽培基準）に準拠し、かつ京丹後愛に溢れる取り組み(※)によって栽培されたお米（水稻）＝「京丹後市みどりの農産物（水稻）」のブランド化に向け、この度、お米の愛称を以下のとおり募集します。

※京丹後愛に溢れる取り組み…土づくりから収穫までの生産工程の全般を通じて、京丹後市への深い愛と、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ責任感に基づく環境保全に配慮した取り組み

○募集内容

【募集対象】

「京丹後市みどりの農産（水稻）栽培基準」に基づいて生産されたお米の名前

※栽培基準は別紙をご参照ください。水稻の品種は問いません。

【応募資格】

京丹後市との繋がりのある方や縁を感じている方であれば資格不問

【応募規定】

次の(1)と(2)の両方に該当する愛称であること。

- (1)有機農法かつ京丹後愛に溢れる取組によって生産された、環境にやさしく美味しい京丹後産のお米を想起させるもの
- (2)既に使用されているお米の品種名や商標と混同、または誤解が生じる恐れのないもの。
※愛称案は「ひらがな」「カタカナ」「漢字」「数字」いずれも使用可能。お一人様3点まで応募できます。採用した名称の権利の一切は、京丹後市に帰属します。

【応募期間】

令和6年12月26日（木） ※郵便物は当日消印有効

【応募方法】

郵便はがき、Eメール、FAX または所定の応募用紙で応募してください。なお、応募にあたっては次の①～⑥を明記してください（①愛称名（ふりがな記載）、②愛称をつけた理由、③住所、④氏名、⑤年齢、⑥電話番号）。

【賞】

みどりの農産物栽培基準によって生産されたお米（京丹後産コシヒカリ精米 30kg）

■応募先・お問合せ：京丹後市農林水産部 農業振興課 【担当】田崎

〒629-2501 京丹後市大宮町口大野 226 TEL(0772)69-0410/FAX(0772)64-5660

E-mail: nogyoshinko@city.kyotango.lg.jp

京丹後市みどりの農産物（水稻）愛称募集要項

本市では、国の定める「みどりの食料システム戦略」に基づき、有機農業の推進及び環境に配慮した人・生物・自然にやさしい農業の拡大を推進しており、そうした農法によって京丹後市で生産される環境にやさしく美味しい農作物の独自ブランド化を目指しています。

京丹後市独自の栽培基準である、有機 JAS（原則として化学肥料と農薬に頼らない栽培基準）に準拠し、かつ京丹後愛に溢れる取り組み(※)によって栽培されたお米（水稻）＝「京丹後市みどりの農産物（水稻）」のブランド化に向け、この度、お米の愛称を以下のとおり募集します。

※京丹後愛に溢れる取り組み…土づくりから収穫までの生産工程の全般を通じて、京丹後市への深い愛と、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ責任感に基づく環境保全に配慮した取り組み

募集対象	「京丹後市みどりの農産（水稻）栽培基準」に基づいて生産されたお米の名前 ※栽培基準は別紙をご参照ください。 ※水稻の品種は問いません。
応募資格	京丹後市との繋がりのある方や縁を感じている方であれば資格不問
応募規定	次の(1)と(2)の両方に該当する愛称であること。 (1)有機農法かつ京丹後愛に溢れる取組によって生産された、環境にやさしく美味しい京丹後産のお米を想起させるもの (2)既に使用されているお米の品種名や商標と混同、または誤解が生じるおそれのないもの。 ※愛称案は「ひらがな」「カタカナ」「漢字」「数字」いずれも使用可能 ※お一人様3点まで応募できます。 ※採用した名称の権利の一切は、京丹後市に帰属します。
応募期間	令和6年12月26日（木） ※郵便物は当日消印有効
応募方法	郵便はがき、Eメール、FAX または所定の応募用紙で応募してください。 なお、応募にあたっては次の項目①～⑥を明記してください。 ①愛称名（ふりがな記載）、②愛称をつけた理由、③住所、④氏名、⑤年齢、⑥電話番号
応募先 お問合せ	〒629-2501 京都府京丹後市大宮町口大野226 京丹後市役所 農林水産部 農業振興課内 「京丹後市みどりの農産物認定委員会」事務局 宛 【メール】nogyoshinko@city.kyotango.lg.jp 【電話】0772-69-0410 【FAX】0772-64-5660
賞	京丹後市みどりの農産物栽培基準によって生産されたお米 (京丹後産コシヒカリ、精米30kg)

京丹後市みどりの農産物(水稲)に係る栽培基準について

「京丹後市みどりの農産物」の定義

「京丹後市みどりの農産物」とは、「有機農産物の日本農林規格(以下、「有機 JAS」という。)」に準拠し、化学肥料と農薬に頼らない栽培基準に基づく生産を行い、かつ、郷土愛に溢れる環境保全に配慮した取組によって生産された農産物とする。

なお、「栽培基準」と「郷土愛に溢れる環境保全に配慮した取組」は、次に示すとおりである。

○「栽培基準」

1. 肥培管理(肥料・資材)

化学由来の肥料及び土壌改良資材を使用しないこと。(ただし、有機 JAS 別表1の肥料及び土壌改良資材は使用できる)

2. 有害動植物の防除(農薬)

以下(1)～(3)の防除を1つ以上行い、農薬を使用しないこと。(ただし、有機 JAS 別表2の農薬は使用できる)

- (1) 耕種的防除…その土地の自然などの条件に最も適した作物や品種の選定、あるいは作物の栽培方法の工夫によって防除すること。
- (2) 物理的防除…人力や機械、器具・資材を利用して防除すること。
- (3) 生物的防除…病原菌や害虫の天敵となる微生物、昆虫類、動植物当を利用して防除すること。

3. ほ場条件

有機 JAS 別表1・2に定められていない肥料、土壌改良資材または農薬が、飛来・流入しないように適切な処置がとられていること。

4. 播種又は種苗

- ・ 上記1、2及び3の基準に沿って生産、栽培された種苗を使用すること。(入手が困難な場合は除く)
- ・ 組換え DNA 技術によって生産されたものではないこと。

○「郷土愛に溢れる環境保全に配慮した取組(京丹後愛)」

土づくりから収穫までの生産工程の全般を通じて、京丹後市への深い愛と、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ責任感に基づき、環境保全に配慮した取組を以下(1)～(7)から3つ以上行うこと。

- (1)自然環境への配慮 (2)生物多様性への配慮 (3)地域資源の活用
- (4)環境教育と意識啓発 (5)再生可能エネルギーの活用
- (6)地域社会との連携 (7)その他、環境に配慮した取組

※具体的な取組例は別表に掲げるとおり。

別表

項目	具体的な取組例
(1)自然環境への配慮	・ 機械利用における脱炭素のための取組(電動・省エネ農業機械の利用、農業機械の共同利用など) ・ 栽培における脱炭素のための取組(長期中干、秋耕など) ・ 環境負荷軽減の取組(ため池用水中の窒素の有効利用)など
(2)生物多様性への配慮	・ 水田近辺に生息する生物(コウノトリ、メダカ、ゲンゴロウ、タガメ、トンボ、ホタル、イトミミズなど)の保全に繋がる農法の実践(中干延期、冬期湛水など)およびその他の取組(江の設置、小水路・水田魚道の設置、環境調査、生き物調査、生き物観察会、外来生物の駆除など)
(3)地域資源の活用	・ 地域資源を活用した循環型農業の取組(自家製堆肥の利用、カニ殻・牡蠣殻の施用など)
(4)環境教育と意識啓発	・ 教育分野と連携した取組(教育機関での出前講座など) ・ 環境配慮型農業の広報・発信の取組(ホームページやSNSでの発信、見学受け入れなど)
(5)再生可能エネルギーの活用	・ 自家発電設備の利用(太陽光発電、木質バイオマス発電、そのほか自然界に存在するエネルギーなど)
(6)地域社会との連携	・ 食育推進の取組(稲作体験の受入れ、学校給食への米の提供) ・ 地産地消への貢献(市内事業者や施設などへの出荷・流通、漁港や飲食店などとの連携)
(7)その他、環境配慮への取組	・ 上記以外の取組で、郷土愛に溢れる環境保全に配慮した取組として認められたもの